

生 監 第 7 3 号

平成 2 3 年 9 月 2 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美

生駒市監査委員 井 上 圭 吾

生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

平成 2 2 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定による平成 2 2 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 平成 2 2 年度決算に基づく生駒市健全化判断比率の審査意見書

## 第 1 審査の概要

市長から提出された生駒市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第 2 審査の期間

平成 2 3 年 7 月 2 2 日から平成 2 3 年 9 月 2 日まで

## 第 3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市健全化判断比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

健全化判断比率等

(単位：%)

比 率 名	平成 2 2 年度比率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.34
連結実質赤字比率	—	17.34
実質公債費比率	4.5	25.0
将 来 負 担 比 率	—	350.0

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載している。
- 2 将来負担比率については、将来負担比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

- (1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (2) 実質公債費比率については、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っていることから、特に指摘すべき事項はみられなかった。
- (3) 将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率が算定されないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生 監 第 7 4 号

平成 2 3 年 9 月 2 日

生駒市長 山下 真 様

生駒市監査委員 藤 本 勝 美

生駒市監査委員 井 上 圭 吾

生駒市監査委員 中 谷 尚 敬

平成 2 2 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定による平成 2 2 年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査を終えたので、その結果について意見を付して提出する。

# 平成22年度決算に基づく生駒市資金不足比率の審査意見書

## 第1 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が正確かつ適正に作成されているかどうかについて、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

## 第2 審査の期間

平成23年7月21日から平成23年9月2日まで

## 第3 審査の結果

### 1 総合意見

審査に付された下記の生駒市資金不足比率及びその算定の根拠となる事項を記載した書類について照合・確認したところ、いずれも計数は正確であり、適正に作成されていることが認められた。

### 記

資金不足比率等

(単位:%)

特別会計の名称	平成22年度比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額がなく比率が算定されないため、「—」を記載している。

### 2 個別意見

水道事業会計、下水道事業特別会計及び病院事業会計においては、資金不足額がないことから、特に指摘すべき事項はみられなかった。